

意見書

令和5年1月13日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 安全・信頼性対策室御中

151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝
電話番号 03-5304-7511
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「電気通信事故検証会議周知広報・連絡体制ワーキンググループ 取りまとめ（案）」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見対象項目（該当箇所）		意見
全体		本取りまとめ報告書の内容に賛同します。取りまとめ報告書を踏まえて策定されるガイドラインにより、事故発生時等における利用者への情報提供が進展することと考えます。
P11 本文 1 行目	<p>（３）対応の方向性</p> <p>指定公共機関は、事故時等における利用者への周知広報に関しても、より一層確実かつ丁寧な対応が期待されることから、同指定公共機関に対しては、やむを得ない場合を除き、事故等が発生した時点から、原則 30 分以内に初報の公表を求めることが適当である。その際、事故後 30 分以内の段階では十分な情報が得られていない可能性も高いことから、初報においては、障害が発生している旨だけを公表することも考えられる。（中略）</p> <p>それ以外の電気通信事業者についても、これに準じて、できる限り早急な初報の公表を行うことが適当である。</p>	それ以外の電気通信事業者とされる指定公共機関であるキャリアの卸先電気通信事業者及びMVNO等にあっては、「これに準じて、できる限り早急な初報の公表を行う」ためには、指定公共機関の初動の通知と連動しその他通信事業者と遅滞なくやり取りするための取り組み・協議につき、総務省様にフォローいただくことが必要と考えます。
P16 本文 6 行目	<p>通信障害情報等は、平時よりトップページのわかりやすい位置及び大きさとリンクを常時掲載し（詳細な障害情報は原則としてトップページからワンクリックで到達）、利用者が必要な情報へアクセスしやすい掲載とすることが適当である。</p>	MVNO がホームページ(HP)に障害の情報掲載する方法として、自社 HP への掲載だけでなく、卸元MNOが掲載する障害の情報へのリンク等の簡易な方法も認められれば、初報の速さ、情報更新の頻度がMNOと同等になり、お客様利便が向上しますし、MVNOも対応しやすくなるかもしれないと考えます。